裁判員経験者との意見交換会議事録

神戸地方裁判所

1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者:本日は,裁判員経験者との意見交換会に御参加くださいまして,厚く御礼申し上げます。裁判員制度が始まって1年半余りが経過して,神戸地裁では50件程度の裁判員裁判を実施し,1日で三つの部が並行して裁判員裁判を実施することもありました。裁判員経験者の方には裁判終了直後にアンケートで御意見,御感想をお聞きしましたが,ある程度時間が経過して,改めて振り返ってみて,どのような経験だったか,どのような課題があったか,裁判員経験者の方のお話をお聞きすることは,今後の裁判員裁判の運営において重要な資料になると考えていますので,御自由にお話いただけたらと思います。

なお、本日は裁判員経験者8名の方の御出席を予定しておりましたが、1名の方が御病気のため欠席され、7名の方の御出席となりました。その他、検察庁から野口勝久検察官、弁護士会から古市敏彰弁護士、裁判所から岡田信判事に参加していただいております。

本日は、裁判員経験者の方から御意見や御感想をお話しいただいたり、裁判員経験者の方からの御質問にお答えするという形で進めていきたいと思いますが、事前にお配りしたスケジュールのとおり、まず最初に裁判員裁判に関する全般的な感想をお話しいただいて、次に手続の段階ごとに感想等をお伺いし、これから裁判員になる方へのメッセージをいただいた後、最後に傍聴されている報道機関の方々からの質問にお答えいただく時間を20分程度予定しています。途中で15分ほどの休憩を挟みますが、全体で90分程度を予定しています。

2 裁判員裁判についての全般的な感想

司会者:では、初めに、裁判員を経験して一定時間が経過した今の思いやその後の生活、仕事に影響を与えているかなど、感じていることを一言ずつお話ししていただきたいと思います。

裁判員経験者1:裁判のときは判決をどうしようと悩みましたが、今は日常に戻っています。裁判が終わった後は、マスコミで裁判員裁判に関する報道も多いこともあり、周囲から興味を持たれたり、反響があったりしました。

裁判員経験者2:一言で言うと疲れた,時間的というよりも精神的に疲れた,負担になったというのが一番の感想です。裁判が終わってすぐに日常に戻りましたが,裁判という非日常がずっと残っているというのが実情です。

裁判員経験者3:貴重な体験ができたと思いますが、すごく疲れました。その後、報道によると1か月くらい掛かった裁判があったようですが、その裁判員の方は相当精神的に疲れるだろうと思いました。日常に戻りましたが、裁判の記憶は残っています。

裁判員経験者4:とてもいい経験ができました。もう何箇月か経ってすっかり忘れている部分もありますが。

裁判員経験者5: 今は疲れは抜けましたが、とても疲れました。また、誰でも罪 を犯してしまうようなときがあるのではないかと参加して思いました。

裁判員経験者6:いい経験をさせてもらったと思いますが、とても疲れました。

裁判員経験者7:非日常的な貴重な経験をしましたが、あまり疲れることはありませんでした。裁判員の経験で日常に役立つものはあまりありませんが、被告人の席には座りたくないと正直思いました。

3 裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見

(1)裁判員等選任手続について

司会者:選任手続については、裁判員候補者名簿に記載されると、11月頃にその通知をし、翌年に具体的な事件についてくじで裁判員候補者の方々を選定し、その方々に呼出状と裁判所に来て裁判をするのに支障があるかどうかなどを問う事前質問票をお送りし、その事前質問票を裁判所に返送していただき、選任手続期日当日に裁判長からの質問を受けていただいてくじで選ばれる。こういう流れで、選任に引き続き裁判がある場合と選任とは違った日に裁判がある場合がありますが、選任と裁判は日を変えた方がよいか、引き続きの方がよいか

なども含めて何か御意見はありませんか。

裁判員経験者7:私の場合は午前中に選任手続,午後から公判でした。アンケートにも書きましたが,選任されたら午後から公判になると呼出状に一言書いてあったらよいと思います。くじには当たらないだろうと思って,人によってはそれを前提とした服装で来る人もいると思うので,呼出しのときに一言書いておいてほしいと思います。

裁判員経験者2:7番の方と同じく、事前に伝えておいてほしいと思います。選任されていきなり公判では、心構えができません。私たちにとって、心構えは 重要です。

裁判員経験者5:同意見です。心構えができたほうがよいと思います。

司会者: その他,裁判長の質問が簡単すぎるとかはどうですか。神戸地裁では6 名前後のグループで質問を受けていただいて,必要があると思われる方のみ個 別に質問を受けていただいていますが,その点についても御意見はありません か。

裁判員経験者7:選任手続のときに一つ分からなかったのは、被害者のプライバシーのためだと思いますが、選任手続が終わった後、被害者の名前を見せられて、関係のある方がいないかと質問されましたが、関係のある方がいた場合はどうなるのですか。

岡田裁判官: 詳しく御事情をお聞きし、その内容によっては不公平な裁判をする おそれがあるということで裁判員の解任の問題になることもあります。

裁判員経験者3:選任手続で面接が済んで、結果発表の時間が遅くなり、いろい ろ考えて不安になりました。結果発表があれば帰れると思っていたので、予定 時間に発表してほしいと思いました。

司会者:結果発表の時間はあらかじめアナウンスしていると思うのですが。

裁判員経験者3:その時はパソコンの調子がおかしいとかで発表が遅れたようですが、早く決めてほしいなと思いました。発表予定の時間から5分、10分遅れるのはこたえるかなと思います。

裁判員経験者4:裁判所から期日の通知が届いて、実際に裁判所に行くまで2か月間は何も情報がなく、不安に思いました。その点、何とかならないかと思います。

岡田裁判官:法律,規則で期日の6週間前までに通知を発送することになっています。また,事務処理の関係もあり,余裕を持って7週間から2か月前後空ける運用もあります。弁護人のスケジュールの関係で期間が空くこともあります。

(2) 審理について

司会者:審理は、起訴状朗読から始まり冒頭陳述、証拠書類の取調べ、証人等の話を聞く、その後、被害者や遺族の意見を聞く手続がある場合もあり、最後に、論告、弁論で審理は終わりますが、この過程でどのようなことを感じられましたか。

裁判員経験者1:非日常の出来事で難しい言葉も多く,自分の中に落とし込むの が難しいと思いました。

司会者:冒頭陳述,論告,弁論の中で述べられている言葉が難しいということですか。

裁判員経験者1:内容も言葉も難しいと思いました。

司会者:他の方はどうですか。例えば、検察官の調書の朗読時間は適切か、内容は分かりやすいかといった点でもどうですか。

裁判員経験者5:検察官が述べられている時は理解しにくかったのですが、事件 の中身を時間の経過に従って追っていただいたものを表にして出してもらった のは良かったと思います。

野口検察官:検察官に立証責任があるので、審理が分かりやすいというのは検察 官にとっても一番重要な問題ですが、難しい言葉とかどうやって理解したので すか。

裁判員経験者1:評議や休憩時間に裁判官から教えてもらいました。

野口検察官:裁判員経験者5番の方は先ほど表があってよかったとおっしゃいましたが、冒頭陳述の読上げのときは初めての情報で飲み込めないが、休憩や評

議の時間にもう一度読み返せば理解できたということですか。

裁判員経験者5:そうです。

司会者: それは、表にしてあったから法廷でも理解できたということですか。

裁判員経験者5:はい、そうです。

野口検察官:検察官の証拠書類の朗読は1時間,2時間続くものもありますが, 最後まで根気よく聞いてもらえましたか。

裁判員経験者5: 皆真剣に聞いていたと思います。

裁判員経験者1:最後まで聞いていました。長いなとは思いましたが。

野口検察官:休憩するまで我慢できる時間は、40分とか1時間くらいですか。

裁判員経験者4:時間ではありません。弁護人の方も含めてですが、内容が分かりやすいものなら我慢できると思います。

野口検察官:供述調書という話をした内容をまとめた書類は、図面や写真を盛り 込んで、それを上映しながら読んでいるのが多いと思いますが、それは理解し やすかったですか。

裁判員経験者4: それはうまくできていたと思います。裁判員に選ばれたら、スイッチを切り替えて、皆真剣に聞いていると思います。

裁判員経験者6:裁判員制度になって、裁判員に分かりやすいように表を作ったりして検察官も気を遣っている、裁判所も気を遣っているのを感じました。時間もスムーズに進んでよかったと思います。

裁判員経験者7:検察官の冒頭陳述の要旨は役に立ちました。証拠書類は慣れていないので難しかったです。冒頭陳述の要旨は、評議のときによく使いました。

野口検察官:冒頭陳述のメモは証拠調べや評議の際に使ってもらうのを念頭に作成していますので、ありがたいと思います。

古市弁護士: 審理の中で被告人が反省しているかが問題になることがあったと思いますが、どのような点に重きを置いて検討されましたか。

司会者: 守秘義務にも関係して答えにくいかもしれませんが、御意見はありませんか。

裁判員経験者4:私は、妻とけんかをして、私に非があるときはうつむいておとなしく耐えています。そういうことを思いながら、審理全体にわたって被告人を見ました。

古市弁護士:弁護人の主張で理解が難しいところがありましたか。

裁判員経験者7:具体的に言うのは難しいのですが、印象としては、法廷というのは映画やテレビドラマの世界の出来事と違って、現実はずっと弁護のされ方が柔らかいなと思いました。すごくしゃかりきになって弁護することはないのだなと思いました。逆に言うと、自分が被告人になったら困るなと思いました。そんな印象を持ちました。

古市弁護人: しゃかりきになってやらないというのは、思ったより中立的な発言が多かったということですか。それとも、もっと一生懸命にやれということですか。

裁判員経験者7:被告人に厳しいことを言っていたという印象があります。

裁判員経験者3:私は,逆にテレビと同じでした。感情が見えて分かりやすいと 思いました。裁判員経験者7番の方とは逆に,印象深かったです。

古市弁護士: それは好意的に受け取れたということですか。それとも、そこまで 肩入れするのはどうかなということですか。

裁判員経験者3:私は分かりやすかったと思います。本気で弁護してるなと思いました。

司会者:分かりやすい言葉で良かったということですか。

裁判員経験者3:はい,そうです。

司会者:検察官,弁護人,裁判官の言動で気になったことはありませんでしたか。

裁判員経験者4:国選弁護人だったと思うのですが、恐らく安い報酬だと思うのですが、安い報酬であんなによくやられてるなと思い、感心しました。

裁判員経験者1:裁判員に気を遣ってもらっていると思いました。私たちが裁判に参加してどう思っているか、逆に検察官や弁護人に聞きたいと思います。

野口検察官:裁判官だけか裁判員が入っているかで基本的には変わるところはあ

りません。これはこういう事件なのだという証拠を出すのが検察官の仕事です。 裁判員裁判では、それに分かりやすさや時間をスムーズに使うというのがプラ スアルファになっています。裁判でいい加減なことはしないというのはこれま でと変わりませんが、裁判官だけの裁判と比べると、裁判の準備に三、四倍時 間が掛かります。

古市弁護士:本来は同じであるべきです。私は、基本に忠実になり原点に戻ったと感じています。これまでは、被告人に有利な証拠をできるだけ数多く出して、そのうちから裁判官に拾ってもらうという考えがありましたが、それが裁判員裁判では、理解してもらい、かつ説得力の高い証拠を出さないといけないということで、厳選して主張したり証拠を出すようになりました。本来、それが基本であり、それに忠実になれていると思います。

(3)評議について

司会者:次に評議ということで、実際に経験されての感想、御意見等を伺いたいと思います。評議の中で量刑グラフなどを示されていることが多いと思うのですが、そういったものの御感想、御意見を含めて、評議一般についてでも結構ですが、何か御意見があるでしょうか。裁判長がこういう方向にリードしようとしているのが発言から窺えたとか、何かありますでしょうか。

裁判員経験者5:裁判官の方が伸び伸びと意見を言える雰囲気を作ってくださったので、一つ一つの事実の検証ができ、皆さんが意見を言っているときに自分では発見できなかった事実や納得できる意見を知ることができ、とても有意義な場であったと思います。

司会者:裁判官と裁判員,あるいは裁判員同士で意見交換はスムーズに進んだのでしょうか。

裁判員経験者7:私の場合,一つの犯罪じゃなくて複数の犯罪だったので,そういう場合はどのように考えたらよいのか,一つでも我々はよく分からないのですが,例えばAという犯罪があって,それに対しての罰則が数年から無期までとなっていた場合に,それがどこに当たるのかというのが分からない。それは

これまでの例や検察官の求刑を参考にして考えることになるのですが、これが 複数になると、どういうふうに考えたらよいのか、裁判官の方はお分かりになっていると思うんですけど、なかなかそれは出していただけないし、その辺り でしたね、難しかったのは。裁判員6人あと補充員2人を入れるとかなりのバ ラツキになりますから、それをまとめていかれるのが難しかったんじゃないか な、御苦労だったんじゃないかなと思います。

司会者: そういう難しい複数の犯罪のとき, どういう刑にするのか難しいときに, 裁判官は積極的に発言されたのでしょうか。それともできるだけ裁判員の方に 発言をしていただくというように工夫されたのでしょうか。

裁判員経験者7:もう大分忘れているのですが、一番最初からは余り言われなかったと記憶しています。みんなの意見が分かれるなり何なりして結構経ってから、ある程度少しの指針を出されたと。それも余り断定的には言われませんでした。例えば2件が重なったら5割増しとかいう方が我々としては非常に考えやすくて楽なのですが、そういうことはなくて、何か割と抽象的に言われたように思います。

司会者:裁判官は控えめに発言して、しかも、発言したときには断定的に言わないでヒントを与えるような感じの発言だったということでしょうか。

裁判員経験者7:そう記憶しています。

裁判員経験者2:私の裁判の場合ですと、裁判官の方は余り意見を言うのではなくて、裁判員の私達の方に色々考えを述べて決めて行ってもらうような形で進められていたように思います。どうしても素人なので分からないことが出てきますので、そういうときにヒントというか助け船みたいな形で説明や補足をしてくれていた感じで、大まかには裁判員の方に発言したり決めて行くように進めていたと思います。

司会者:裁判官ができるだけ裁判員の方々に発言をしていただく,あるいは,裁判員同士の議論を重視して発言を控え目にしているとしても,こういうときには裁判官に積極的に発言してほしいという場面や,こういった事項については

裁判官に積極的に発言してほしいという点は何かあるでしょうか。

裁判員経験者7:一番記憶に残っていますのが、我々一般の者はどうしても感情 論に行きがちなのですが、そのときに感情ではなくて犯罪そのものの事実に対 してまず考えてほしいというのがありましたね。何回も言われたのを覚えてい ます。

司会者:岡田裁判官の方で、何か今の点について意見がありますか。

岡田裁判官:今の関係では、どこの合議体もやっていると思いますが、やはり行 為責任といいますか、行為、勿論結果も含みますけど、それに見合う量刑とい うことを基本に置きますので、その点について何らかの形で御説明をして、そ の辺りを私自身の自戒も込めて確認し合って評議を進めるという流れを作って おられるということかなと思います。

(4)判決宣告について

司会者:皆さんは判決宣告に立ち会われて、いろんな感情を抱かれたと思うのですが、判決宣告のときのお気持ちというのはどうだったのでしょうか。判決を被告人に言い渡しているとき、裁判員としてはどういうお気持ちだったのでしょうか。

裁判員経験者3:言い渡しているのを聞いていて、すごく重たく感じました。自 分が判決したことになりますので、すごく十字架を背負った気持ちになりまし た。

司会者: それは前提として重たい事件だったということなのですね。

裁判員経験者3:そうです。

司会者:他の方はどうでしょうか。判決宣告のとき、裁判長が朗読している、それを被告人が聞いている、検察官も弁護人も聞いている、傍聴席では関係者も聞いている、そういう状況の中で何か感じられたものはあったのでしょうか。

裁判員経験者5:量刑を言い渡されたとき、被告のこれからの人生や罪の重さっていうのか、それを同じように背負ったような感じになりました。

司会者:裁判員経験者3番の方もおっしゃいましたけど,裁判員経験者5番の方

も御自分のことのように感じられたということなのですね。それだけ真剣に事件や被告人に立ち向かったということですね。

裁判員経験者7:これで要は決まりだなという、まあ最後みたいなものですけど、 やっと終わったなというのが一つの感情です。あと一つは、お二人が言われた ように、控訴したりすると変わってくるのでしょうけど、ある程度は被告人の 刑が決まってしまうという感情と二つだと思います。ただもう一つ、裁判長が 判決を読まれているときの感情として、本当にこの文章全部を被告人は聞いて いるのだろうかというのがありました。多分、判決の主文は一番最初だったと 思いますが、その後はほとんど被告人は聞いていないんじゃないかという気が していました。その文章を我々は先に聞いていましたから大体分かるのですけ ど、これを何もなしでずっと聞いていると、僕ら一般の人間から見ると、それ はどうなんだろうと、それは儀式としてやらないといけないんだろうけどとは 思いました。

司会者: それは、被告人が最初に読み上げる主文だけに気を取られて、後のことには気が行っていなかったという趣旨なのでしょうか。それとも、後の文章も聞こうとしているのだけれども、かなり長いとか難しいとか、そういう理由で被告人には分からなかったんじゃないかという趣旨なのでしょうか。

裁判員経験者7:まず一つは、たくさんの罪を犯していたので非常に長かったというのがあります。それから、裁判長が読まれる速度が、長い文章ですから、あれが普通なのかもしれませんが、我々が聞いているとものすごく早く読まれているので、聞けるのかなと感じました。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス

司会者:裁判の進行順序に従って御意見、御感想を伺ったのですが、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージ、あるいは、アドバイスがあれば是非お話しいただければと思っております。これからも皆さんのように多くの方々が裁判員として参加されますので、この点は伝えておきたいということがあればお話しいただきたいと思います。

裁判員経験者3:私も自分には関係ないと思っていたのですが、ある日突然やって来てしまったのです。テレビでやっているみたいに。できたらちょっと時間があるときにホームページでも調べたり、友達とかと話をしていた方が良いかなと思います。突然やって来ますので驚きました。

司会者:いつ裁判員候補者として呼出しが来るか分からないということもあるので、あらかじめ裁判についてある程度調べておいた方が良いということでしょうか。

裁判員経験者3:そうです。

裁判員経験者 1:あくまで私の感想ですが、いろんな意味で良いも悪いも含めてなかなか経験できないことだと思うので、そういう気持ちになれない方に無理に頑張ってくださいと言うことはないと思うのですが、私自身としては得難い経験でしたとお伝えしたいです。

裁判員経験者4:私は自分が選任されたことに誇りというか、自分が選任されたんだという自慢を周りにしています。例えば家族にでも会社にでも、私が選任されたんだと、選任された人間がしているのであって誰でも裁判員になれるのではないと言っています。そう考えたときに、私は自分が選任された人間であって、そして、私の友達2名が今年の名簿の1万人の中に入っているのですが、良かったなあ絶対行って来いよと言っています。

裁判員経験者5:量刑を決めるとき、守秘義務の点で資料を家に持って帰れないので、ここへやって来て限られた時間内でいろいろ勘案して決めないといけない。そのことを念頭に置いて、来たからには一生懸命そのことを集中して考える時間を作らなければいけなかったかなと思います。

司会者: 資料を持って帰れないので、裁判員に選ばれた場合は、裁判所の中で一生懸命集中して量刑などを考えていくことが大事だということですか。

裁判員経験者5:はい。守秘義務で絶対に資料を持ち帰っては駄目なのでしょうか、できたら家でじっくり考えたいと思うんですけど。

司会者:それは駄目なのです。

裁判員経験者6:もし選ばれましたら、是非参加していただきたいと思います。 私にとってもすごく良い経験だったと思います。

5 質疑応答

記者: 幹事社から3点質問をさせていただいて、その後各社から質問をさせていただきます。それでは、最初のところと重なる部分もあるかとは思うんですが、 裁判員を経験されて改めて感じられたことの感想と、その経験が日常生活で生かされていると感じる場面とか、経験して自分が変わったなと感じる部分があれば教えてください。

裁判員経験者 1: 感想については先ほどお話していると思いますが、自分が変わったと感じる点については、裁判に対する関心がものすごく高くなりました。いろいろニュースになることについて以前だったら余り見入っていませんでしたけど、最近は関心を持っております。

裁判員経験者2:私も同じで、関心がすごく高くなりました。私の裁判は交通事故の裁判だったのですが、自分の車の運転は明らかに変わるところがありました。被告人を初めて見たのですが、当然ですが逆の立場にはなってはいけないと思いましたので、犯罪全般に敏感になったといいますか、改めて犯罪を犯してはいけないという気持ちは強くなりました。

司会者: ありがとうございました。次に2問目(昨年は裁判員裁判で無罪判決, 死刑判決が出ました。死刑判決では控訴した事例もあります。事実認定や量刑 判断でプロの裁判官でも判断の難しさを極める裁判を,一般の市民である裁判 員が扱うことについてどう思われますか。)の質問ですが,これはちょっと難 しいと思いますが,この点についてはどうお考えでしょうか。

裁判員経験者4:これは良いことだと思っています。私も裁判員経験者1番,2 番の方と同じように裁判について興味というか, 鹿児島の事例も見ていました。 鹿児島は結局無罪になったのですが,もし裁判官だけだったら,ひょっとした ら有罪になっていたかもしれないし,そういうのも含めて一般の我々裁判員が そこに参加して多数決で決めるのは良いことだと思います。

- **裁判員経験者5**:私はそこまでは一般の人には無理ではないかと思っています。 そこまで判断できる力量があるかどうか疑問に思うからです。
- **裁判員経験者7**: 死刑に関係する裁判の裁判員の取材とかを見ていまして,我々の裁判は犯罪の内容からして死刑には程遠かったですから,そこまでの深刻さを持った裁判員裁判ではなかったのですが,そういう形になった場合には,どうなるだろうか,私個人としては死刑は外された方がいいんじゃないかと思います。

それからもう一つ、例えば裁判員裁判で裁判員も入って決めたとき、それが将来ひっくり返ったときに、法的には別に責任は感じる必要はないのですが、裁判員がどのように感情的に整理をしたらよいのかという事態が起こるんじゃないのかなと、そういうことも出て来る可能性もありますよね。DNAのあの鑑定の事件を見ていても将来的にどうなるか分からないですよね。最初の死刑判決のときの裁判長が控訴されるのを勧めますと言われて、それはどういう意味で言われたのかは分かりませんが、まあ裁判員としてはそれが救いだったのかなとも思えますし、死刑になるかどうかは分からないので、どのように切り分けたらよいのか分かりませんが、死刑が関わるものでなくてよかったなというのが正直な話です。死刑に関わるのは外された方がいいんじゃないかなと、後々の問題を考えると個人的にはそう思います。

- **司会者**:最後に3問目(日常生活に戻り,守秘義務を守って暮らしているとは思いますが,評議の内容を守ることで辛いこと,悩むことはありますか。その上で,守秘義務の必要性を感じますか。理由も教えてください。)で守秘義務の関係ですけど,これはかなり必要だと感じている方がいると思うのですが,4 番の方は自信を持ってしゃべっているというお話しですが,守秘義務の関係は考えて発言されていると思うんですが,どうでしょうか。
- **裁判員経験者4**:私は民生委員もしている関係で守秘義務についてはちょっとうるさいと思っています。いろんな秘密、個人的な情報もたくさん持っているし、自治会の会長も15年以上やっています。地域の実情から、どこのおじいちゃ

ん,おばあちゃんまで全部知っているつもりでおりますから、そういうのを含めて、先ほどは自慢だとか言いましたけど、守秘義務に関してはきっちり守ってやっています。

裁判の中で絶対言ってはいけないことは言ってないし、私も裁判の中でこれ くらいのことは言ってもよいなというのは、いろんな形で話はしています。ま ず自分が選ばれたこととか。裁判の中身のことについては一切言っていません。 当然守秘義務が必要だと思います。

司会者:他の方はどうでしょうか。

裁判員経験者7:守秘義務というのは必要であると思います。これまでは、ある程度プロの裁判官なり検事さんなり弁護士さんなりという決まった人たちだけに渡っていた情報が、一般的に膨大な人に広がる訳です。情報そのものが。裁判員になる方も数が増えるに従っていろんな方が出て来られると、それらの人、皆が守秘義務を守れたらよいのですが、100パーセント守るというのは無理じゃないかなと、今のようにインターネットで一発出てしまうと、ものすごく広がりが早いということになると、そのあたりの対処もされて考えておられるのかなと老婆心ながら心配しています。

司会者: 守秘義務は絶対必要だけど、膨大な情報量、そして多くの方が今後裁判 員になっていくので、その方々全員が守秘義務を守れるかということに疑問が ある、心配があるということですけども、守秘義務の必要性については絶対あ るという前提でのお話ですね。

以上で代表質問に対するお答えは終わったということでよろしいでしょうか。

記者:ありがとうございました。それでは各社の質問をお願いします。

記者:皆様お疲れさまです。今日はありがとうございます。裁判員経験者5番の方と3番の方に、それぞれ先ほどお話になったことについてお聞きしたいと思います。まず5番の方が誰でも罪を犯すかもしれないという印象を感じたとおっしゃっていましたが、その意味をまず教えていただきたいのですが。

裁判員経験者5:究極に追い詰められていったら犯すかもしれないという意味で す。環境とか。

記者: ありがとうございます。では裁判員経験者3番の方ですが、十字架を背負うという言葉は非常に重いと思いました。私どもが取材をしておりましても、有罪か無罪という判断と量刑を決めるという判断を分けた方がいいんじゃないかと言う方もいらっしゃるんですけど、もし有罪か無罪を決めるだけなら、そのお気持ちは少し軽くなるのか、それとも同じなのか、その辺りはどうでしょうか。

裁判員経験者3:私には同じだと思います。裁判員になったことによって、自分の何と言うのですかね、やっぱり義務だと思うんですよね、そのことに対しては。やっぱり守秘義務は重たいですよね。背負うことには変わりないと思っているので。

記者: 守秘義務が十字架を背負うという意味だったのでしょうか。それとも判決を言い渡したときに、そこに自分の意見も含まれているということが重かったのでしょうか。

裁判員経験者3:自分の意見が含まれていること、それはすごく重かったです。

記者: 更に制度として参加しやすいものにするために、ここをこう変えた方がいいのじゃないかなという点があれば教えてください。例えば、判決を受けた後の被告人の生活を知るような制度であったらいいなとか、会社とか地域でもっと経験を話せるようなシステムがあったらいいなとか、ここがこういうふうになったらいいなというのがあったら教えてください。

裁判員経験者5:私は、有罪かどうかまでは参加しても、量刑のときには参加しないような制度がいいんじゃないかなと思います。

記者: その理由を詳しく伺えますでしょうか。

裁判員経験者5:有罪か無罪かというのは犯罪が起こった過程をいろいろ検討する場面ですよね。その場合はいろんな人が意見を言って発見があると思うんですよね。裁判官の方が聞いていても、それなりに成果があると思うんです。で

も量刑というのは、それを決めた時点で裁判員も相手に対する人生の重さ、罪 の重さを自分自身も感じて背負っていくような気がして、その後もずっと背負 っているような気がします。

記者:裁判員経験者7番の方から死刑については外された方がいいのではないかという御意見がありましたが、対象事件で、これは裁判員裁判に相応しくないのではないかという、例えば性犯罪であるとか高度にプライバシー保護が要求されるような事件とか、対象事件について現状をどのようにお考えかお聞きしたいのですが。

裁判員経験者 1: まったく個人的な見解ということで聞いていただきたいのですが、私にそのような事件を担当した経験がないので、自分の経験したことについては良いか悪いかある程度判断できるのですが、そういう事件というか、裁判をすることについても経験がないので分からないというのが正直な感想です。

裁判員経験者4:例えば性犯罪なんかだったら裁判員によって意見がものすごく割れると思うのです。例えば全員が若い女性の場合だったらとか、私みたいなおっちゃんだったら冷静な目で見れるし。だから、裁判員制度というのは無作為で選ぶという条件でやっているから、余り偏るような事件は外した方がよいと個人的には思います。

司会者:ありがとうございました。それでは、時間も参りましたので意見交換会はこれで終わりたいと思います。裁判員経験者の皆様には、長時間にわたり意見交換会に御参加いただき、誠にありがとうございました。今日皆様から頂いた御意見は大変参考になりました。今後の裁判員裁判をより良きものにするための大きな資料になると思います。夜遅くまでお付き合いいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。